

○古河市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

令和6年9月10日

教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 古河市立中学校の生徒が少子化の中でも将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、及び古河市立中学校における働き方改革の実現を図るために実施する部活動の地域クラブ活動（地域の運営団体・実施団体主体による地域スポーツ活動及び地域文化芸術クラブ活動をいう。以下同じ。）への移行（以下「地域移行」という。）について協議するため、古河市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化芸術活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命（第4条ただし書に規定する場合によるものは除く。）後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、教育委員会が招集する。